

栃木県済生会宇都宮病院来院駐車場運営管理業務委託に係る 企画提案募集要領

栃木県済生会宇都宮病院来院駐車場運営管理業務委託の内容ならびに同業務に係る企画提案の各種手続き、要件及び審査等の内容については、次の通りとする。

1. 業務の目的

この業務は、栃木県済生会宇都宮病院における来院駐車場運営管理業務の円滑かつ効率的な遂行を図ることを目的とし、次に掲げる業務についてその仕様を定め、受託者は誠意をもって誠実に実施するものとする。なお、受託者は、利用者へのサービス向上に重要であることを認識し、駐車場の安全でスムーズな利用のため、仕様書に定めるほか、関係法令を遵守し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 栃木県済生会宇都宮病院来院駐車場運営管理業務
- (2) 業務場所 栃木県宇都宮市竹林町9-1-1
栃木県済生会宇都宮病院外来駐車場・臨時駐車場・救急専用駐車場
- (3) 業務内容 駐車場関連機器の更新及び新規設置、駐車場運営管理
※業務内容詳細は、別紙仕様書の通り
- (4) 業務委託期間 受託者と協議の上、設定した事業開始日から5年間

3. 参加資格要件

本業務に参加しようとする者は、以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 次の事項に該当する者は、競争参加者となることができない。
 - ① 当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者。
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
 - ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ⑤ 当該物品購入等の競争日前6月以内に手形又は小切手を不渡りにした者。
 - ⑥ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ⑦ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 提出書類に虚偽の事実を記載した者。

- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (4) 競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 選定された事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ⑦ この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (5) 栃木県の競争入札参加資格を有しており、栃木県から指名停止措置を募集開始日から業者選定日までの間、受けていない者。
- (6) 参加者は、参加申請日時点で以下の要件を全て満たしていること。
- ① 栃木県の競争入札参加資格を有していること。
 - ② 宇都宮市内に自社もしくはグループ会社内で支店や営業所を有していること。
 - ③ 関東のいずれかで病床数が400床以上かつ来院用駐車場の駐車台数が400台以上の病院において、事業者を運営主体とした駐車場運営管理業務を受託している実績を2件以上有していること。
かつ、そのうち2件以上で車両ナンバー認識カメラを用いて入出庫管理をする方式（※出口精算機の無い事前精算方式に限る）で事業者を運営主体とした運営管理実績を有していること。
 - ④ プライバシーマークを取得していること。

4. スケジュール

本企画提案の実施スケジュールは、次の通りとする。

内容	時期
募集開始	令和7年6月10日（火）
質問受付期間	令和7年6月10日（火）～令和7年6月17日（火）

質問への回答期限	令和7年6月23日（月）
参加申込書受付期間	令和7年6月10日（火）～令和7年6月23日（月）
参加資格結果通知	令和7年6月10日（火）以降順次
企画提案書受付期間	令和7年6月25日（水）～令和7年7月2日（水）
面接審査（プレゼンテーション）	令和7年7月8日（火）
選定結果の通知及び公表	令和7年7月11日（金）
契約内容の協議及び契約締結	令和7年7月11日（金）～令和7年7月25日（金）
事業の引き継ぎ、工事	令和7年7月11日（金）～事業開始まで
事業開始	受託者と協議の上、令和7年9月～11月間を予定

※日程については、都合により変更する場合がある。

5. 質問及び回答

本要領及び仕様書について質問がある場合は、次の通り質問を受け付ける。ただし、本業務に係る企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

- （１）提出方法 総務課あて電子メールでのみ受け付ける。

件名は『「駐車場運営管理業務」企画提案』とし、本文に法人名・担当部署・担当者名・電話番号・メールアドレスを記載すること。
総務課メールアドレス (otsuka_takuyuki@saimiya.com)

- （２）提出期間 令和7年6月10日（火）～令和7年6月17日（火）午後5時まで（必着）

- （３）回答期限 令和7年6月23日（月）

※質問および回答内容は、質問者を特定する部分を除く

6. 参加申込

- （１）申込方法 応募申請書及び添付資料を用意して、期間内に総務課に提出する。

- （２）提出書類 企画提案応募申請書

栃木県の競争入札参加資格審査結果通知書（写）

3 参加資格要件（６）②・③・④を証明する書類（契約書の写し等）

- （３）提出部数 1 部

- （４）提出場所 栃木県済生会宇都宮病院 総務課 大塚

- （５）提出期間 令和7年6月10日（火）～令和7年6月23日（月）午後5時まで

- (6) 提出方法 持参とする。
提出は(4)に記載した提出場所に土曜日、日曜日及び祝休日を除いた平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (7) 結果通知 提出書類を確認次第順次、参加申込者に電子メールにて通知する。

7. 企画提案

- (1) 提出方法
企画提案書を用意して、期間内に総務課に提出する。
- (2) 書類作成等に係る留意点
- ① 企画提案にあたっては、本要領及び仕様書を熟読し、これらを遵守すること。
 - ② 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とする。
 - ③ 文字は横書きとする。
 - ④ 提出期限後の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
 - ⑤ 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法を用いるものとする。
 - ⑥ 提出書類等は、返却しない。
 - ⑦ 企画提案書についてはプレゼンテーション実施のため使用するものとする。
- (3) 提出部数 11部
- (4) 提出場所 栃木県済生会宇都宮病院 総務課 大塚
- (5) 提出期間 令和7年6月25日(水)～令和7年7月2日(水)午後5時まで
- (6) 提出方法 6. 参加申込(6)の提出方法と同じ。
- (7) 面接審査(プレゼンテーションの審査)
- ① 期日 令和7年7月8日(火)
 - ② 場所 栃木県済生会宇都宮病院 ※具体的な時間及び場所は後日通知する。
 - ③ 出席者 1事業者につき3名以内。
 - ④ 実施時間 1事業者あたり30分程度とする。冒頭20分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後、ヒアリングを10分程度実施する。
※上記時間には、事業者の入替時間及び準備時間を含まない。
 - ⑤ 設営 会場は長机・椅子・スクリーン・電源・プロジェクター及びHDMIケーブルのみの用意となっているため、PCを使用する場合は参加業者が用意すること。

(8) 企画提案書記載項目

	提案項目	記載内容
①	駐車場運営管理 基本理念、運営方針	当院外来及び臨時、救急専用駐車場を運営管理することに関する基本理念と運営方針を記載すること。
②	直近3か年の経営状況	直近3か年の経営状況を記載すること。
③	病院駐車場の運営管理 実績	本要領3参加資格要件(6)③に記載の運営管理実績を記載すること。
④	場内に設置する機器 及びレイアウト、サイン	設置する機器(機能)及び予定するレイアウト、サインプランを記載すること。 設置する事前精算機について、本要領3参加資格要件(6)③に該当する運営管理実績のいずれかの駐車場での使用実績を記載すること。 外来駐車場の既設機器撤去費用の見積もり金額を記載すること。
⑤	エリア別満空の取り組み方法	外来駐車場の指定したエリアの満空状況を管理・表示する方法について記載すること。
⑥	駐車場料金、割引対象 者への割引方法、過払 い時の返金方法	駐車場料金、割引対象者への割引方法、未精算出場車両への対応方法、利用者の過払いがあった場合の返金方法について記載すること。
⑦	管理体制	業務実施体制、コールセンター、社内バックアップ体制について記載すること。また、当院との連絡体制についても記載すること。
⑧	想定されるトラブルと その対応方法、災害発 生時の対応	想定されるトラブルとその対応方法、対応する事業所の場所、災害発生時の対応について記載すること。
⑨	個人情報保護体制	個人情報保護体制について記載すること。
⑩	自由提案	業務上有効となることがあれば記載すること。
⑪	提案金額	固定収益金を月額(税別)で記載すること。

(9) 企画提案の評価項目

	評価項目
①	運営管理業務実績
②	レイアウト・サイン・外来駐車場のエリア別満空の取組方法
③	管理体制

④	自由提案
⑤	収益性

8. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申し込み後、契約日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領で示された提出書類の期限、提出場所及び提出方法ならびに書類作成上の留意事項に適合しない場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9. 審査及び選定方法

- (1) 審査

評価委員会において、非公開で実施する。

- (2) 選定方法

審査は、応募者から提出された書類及び応募者からのプレゼンテーションを受け、最も適していると認められる参加業者を受託候補者として選定する。なお、この選定はあくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではない。

評価点は非公開とする。

10. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和7年7月11日（金）に、受託候補者にのみ電話または文書にて通知する。

11. 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結

- ① 本企画提案により特定された受託候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは契約を行う。
- ② 契約対象となる業務内容は、企画提案書を基本とするが、企画提案書の内容に拘束されるものではない。本業務の仕様は候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、病院と候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で仕様を作成することがある。

- ③ 候補者が契約締結時まで「3. 参加資格要件」のいずれかに該当しなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合などは、「9. 審査及び選定方法」による審査において評価の高い者から順に、契約締結の相手方とする。
- ④ 受託者は、受託した業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 契約保証金について 契約保証金は免除する。

12. 企画競争の辞退

参加申込書の提出後、本企画競争を辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

13. 個人情報の保護

契約を締結した場合、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の関係法令を遵守するものとし、受託業務に従事する者又は従事していた者が、当該受託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合は、当該法令及び条例に基づき処罰されることがある。

14. その他

- (1) 本企画提案に係る費用については、すべて参加者負担とする。
- (2) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結を確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 参加者は、受託候補者特定後、本企画提案に係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることができない。
- (4) 参加者が1者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

以上